

9 家畜保健衛生所における危機管理意識向上と衛生対策モデル構築への取組み

県南家畜保健衛生所

日高 裕介・川崎 洋平・早稲田 万大

当所では、農家立入り時及び帰庁時の衛生管理について、独自にマニュアルを策定し、衛生対策の徹底と職員の危機管理意識の向上を図っている。また、本取組みに準じて指導を行い、農家等の衛生意識の向上に努めているので、その概要を報告する。

1 背景

(1) 家畜伝染病予防法の改正

平成 22 年度の口蹄疫および高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、家畜防疫体制の強化を図るため、家畜伝染病予防法が改正された。この改正により、家畜の所有者は消毒設備を設置し、それを利用して人や物の消毒を実施することが義務付けられた。これを受け、家畜保健衛生所（家保）では農場への立入りを実施し、消毒設備の設置や消毒の実施状況などを確認し、飼養衛生管理基準に基づいた指導を行っている。指導の結果、農場では、立入制限を示す看板や消毒槽の設置、消石灰散布、消毒ゲートの設置などの衛生対策がとられるようになり（写真 - 1）、これらの対策は現在でも継続して行われている。



写真 - 1 農場での衛生対策

(2) 家畜保健衛生所の対応

家保では、敷地入り口への消石灰散布や動力噴霧器による農場に出入りした車両の消毒、庁舎入り口に消毒マットを設置、農場出入り時の長靴消毒など、畜産施設に立入り指導する機関として、自らも徹底した衛生対策を実施してきた（図 - 1）。

- 敷地入り口への消石灰散布
 - 動力噴霧器による農場出入り車両の消毒
 - 庁舎入り口に消毒マット設置
 - 農場立入り時に長靴の消毒
- 徹底した衛生対策を実施



図 - 1 家畜保健衛生所での対応

(3) 豚流行性下痢（PED）の発生

以上のような対応により、近年まで本県での監視伝染病の流行はみられなかったが、平成 26 年 3 月に PED の発生が確認された。本県での発生は、延べ 34 農場で約 1 万 2 千頭が死亡、特に当所管内においては、延べ 26 農場で約 1 万頭の死亡が確認され、大きな被害を被った。

PED が発生した農場における環境中のウイルス調査では、図 - 2 に示すとおり、農場事務所の床やドアノブ、さらには従業員の通勤用車両からもウイルス遺伝子が検出された。

衣類に関しては、使用後にビニール袋に入れ袋全体を消毒後、持ち帰ることにしている。

公用車については、いかなる場合でも、帰庁後にタイヤおよびタイヤハウス、車内足元のマットの消毒を実施し、さらにリスクレベルに応じて、図 - 5 に示すような車体や車内の消毒を実施することとした。



- <車体> レベル1: タイヤ周り、タイヤハウスの消毒
レベル2: 車両全体を消毒
(タイヤ周り、タイヤハウス、ドアノブは念入りに)
レベル3: 同上
- <車内> レベル1: マットの両面を動噴で消毒し、乾燥
レベル2: 上記に加え、貨物スペースをアルコール消毒
レベル3: 上記に加え、鍵、運転席、同乗者席等触る部分をアルコール消毒

図 - 5 衛生対策例(帰庁後、公用車)

また、マニュアルには、農場立入り時の衛生対策のほかに、敷地入り口の消毒帯や事務所入り口の消毒マットの管理法や、公用車についての定期清掃、消毒についても記載した。

(3) 履行の確認

マニュアルに記載された衛生対策が確実に実施されているか確認するため、チェックリストを作成し、確実な履行と衛生管理に努めている。

3 畜産関係者への波及

衛生管理マニュアルの実施により、家保については、衛生対策の強化が図られているが、他の農場に立入りする関係者についても衛生対策の徹底が必要になる。そこで、当所の取組みを、衛生対策モデルとして関係者に示すことで、衛生意識の向上を図っている。

関係者への波及として、獣医師が参加する研修会における本取組みの紹介や農家巡回時の指導への活用がある。農家に対しては、農場立入り車両の消毒についてのリーフレットを作成し、説明の際には実演を交えながら重要となるポイントについて、具体的に指導を行っている。また、家保に来所した関係者に対しても、同様に指導を行っている(図 - 6)。



図 - 6 農家指導への活用

4 まとめ

PEDの発生を受け、農家への指導を強化するとともに、家保における衛生管理マニュアルを策定した。マニュアルに基づき対応することで、職員の危機管理意識の高位平準化が図られた。農家などの関係者に対しては、車両消毒の実証やリーフレット配布により指導を強化し、衛生意識の向上を図っている。

今後は、さらに効果的なマニュアルとなるよう適宜見直しを行い、関係団体とも共有し取組みを進め、農家、関係者が一体となった防疫対策の強化に努めていく。